

公益社団法人日本農芸化学会 農芸化学振興研究助成規程

第 360 回(2019 年 2 月 15 日)理事会承認
第 377 回(2021 年 10 月 14 日)理事会承認

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本農芸化学会（以下「本会」という。）の定款第 4 条第 8 号に定める研究助成及び研究奨励金、同条第 9 号に定める国際会議出席費の補助（以下「研究助成事業」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(研究助成の対象)

第 2 条 研究助成事業の対象となる助成研究は、農芸化学諸分野における意欲的な研究とする。

(研究者の資格)

第 3 条 研究助成交付の対象となる研究を行う者（研究グループを含む。）は、研究を計画に従って遂行するに足る能力を有する者とする。

(研究助成の額)

第 4 条 研究助成の額は、1 件あたり最高 2 0 0 万円以内とする。

(助成の対象となる経費)

第 5 条 助成の対象となる経費は、申請された使途、研究課題の遂行に要する物品の購入、その他研究推進に必要な費用とし、研究の目的と計画に照らして合理的な範囲とする。

(助成研究の実施期間)

第 6 条 助成研究の実施期間は、原則として、研究奨励金等交付決定後 2 年以内とする。

(審査基準)

第 7 条 助成研究の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 農芸化学諸分野の基礎及び応用研究に寄与する優れた研究であること。
 - (2) 研究の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果を期待し得るものであること。
- 2 その他、審査基準に関して必要な事項は、審査担当の委員会の委員長が別に定める。

(助成研究の公募)

第 8 条 本会は、公募により助成研究の申請を募集するものとする。

2 研究奨励金等の交付を希望する者（研究グループを含む。）は、研究奨励金等交付申請書（以下「申請書」という。）を定められた期日までに審査担当の委員会の委員長へ提出しなければならない。

3 審査担当の委員会の委員長は、必要あると認めるときは、申請書を提出した者に対して、参考となる書類等の提出を求めることができる。

(研究奨励金等の交付の決定通知)

第 9 条 本会は、審査担当の委員会において申請された研究の中から助成すべき優れた研

究を選定し、理事会の承認を得て研究奨励金等交付決定通知書を、当該研究を申請した者（以下「研究実施者」という。）に送付するものとする。

（請書の提出）

第10条 研究実施者は、前条の規定による研究奨励金等交付決定通知書を受け、これを承諾した場合は、速やかに本会へ請書を提出しなければならない。

（研究奨励金等の交付）

第11条 本会は、第9条に規定する請書を研究実施者から受領した後に、研究奨励金等を交付する。

2 研究奨励金等の交付方法は、本会が研究実施者と個別に協議して定める。

3 国等の機関に寄附金等の受入れに関する定めがある場合、その定めに基づき本会は研究助成金を交付する。

（研究奨励金等の返還）

第12条 本会は、交付した研究奨励金等について、研究の成功又は不成功にかかわらず、その返還を求めない。

2 研究実施者は、助成研究実施計画書に記載した研究を実施しなかった場合は、研究奨励金等の一部又は全部を返還しなければならない。

（研究奨励金等の決定の取消）

第13条 研究奨励金等の交付を受けた者が次のいずれかに該当すると会長が認めたときは研究奨励金等の交付決定を取り消すとともに、すでに交付した研究奨励金等の一部または全部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽その他の不正な方法により研究奨励金等の交付を受けたとき

(2) 対象となる研究が中止となったとき

(3) 研究奨励金等を第5条に定める助成の対象となる経費以外に使用したとき

（帳簿等の整理）

第14条 研究実施者は、帳簿等を備え、助成研究について他の経理と区別してその収入額及び支出額を記載し、研究奨励金等の用途を明らかにしておかなければならない。

（変更等の承認）

第15条 研究実施者は、次の各号に該当するときは、その内容を記載した文書を本会に提出し、その指示を受けなければならない。

(1) 助成研究の計画を変更しようとするとき。

(2) 助成研究を中止しようとするとき。

(3) 助成研究が予定の期間内に完了しないとき。

(4) 助成研究の遂行に重大な支障を及ぼすと認められる事態が発生したとき。

（助成研究の完了報告）

第16条 研究実施者は、助成研究が完了したときは、助成研究完了報告書及び収支報告書を作成し、研究奨励金等交付決定後2年以内に本会に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により提出が困難となったときは、本会の承認を受けなければならない。

(助成研究の成果の帰属)

第17条 助成研究の成果および助成研究によって作られた化合物等の所有権は、研究実施者に帰属させる。

(監査)

第18条 会長は必要があると認めるときは理事会の承認を得て研究奨励金等の交付を受けた者に対し、経理及び研究事項等につき報告を求め、またその内容等につき監査することができる。

(助成研究の成果発表)

第19条 本会は、助成研究の結果を普及活用させるため、その要約の印刷、配付するものとする。

2 研究実施者は、助成研究の成果を学会、学術雑誌等に発表するときは、本会の研究奨励金等を受けて実施した旨を明示するものとする。

(研究奨励金等の交付決定の取消)

第20条 本会は、研究実施者が本規程に違反した場合は、研究奨励金等の一部又は全部の交付の決定を取消することができる。

2 本会は、前項より研究奨励金等の交付の取消しをした場合において、研究の当該取消しにかかわる部分に関し、既に研究助成金が交付されているときは、期限を定めて、その一部又は全部を返還させることができる。

(雑則)

第21条 この規程に定めるもののほか、研究助成事業実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

附則 本規程は、助成事項の実施認定が下りた時から施行する。